

子どもの患者さんの権利



さいせいかいいうつのみやびょういん こ かんじや けんり まも
済生会宇都宮病院は子どもの患者さんの権利を守り、
あんぜん あんしん いりょう ていきょう やくそく
安全で安心な医療を提供することを約束します。



- ① 子どもたちは、ひとりの人間として大切にされ、もっとも良いと考えられる医療を受けることができます。
- ② 子どもたちは、安全・安心な環境でもっとも良いと考えられる医療を受けることができます。
- ③ 子どもたちは、病気や治療について、わかりやすい方法で説明を受けることができます。
- ④ 子どもたちは、自分の意見や希望、わからないことや心配なことがあるとき、周りの大人や病院の人に伝えることができます。
- ⑤ 子どもたちは、自分の意見や希望が通らなかったとき、わかりやすい言葉で理由を説明してもらうことができます。
- ⑥ 子どもたちは、知られたくないことがあるとき、家族や病院の人に伝えることで、秘密にすることができます。
ほか ひと つた りゆう せつめい
他の人には伝えるときには、理由を説明してもらうことができます。
- ⑦ 子どもたちは、入院しているときでも、遊んだり勉強したりすることができます。
- ⑧ 子どもたちは、両親またはそれに代わる人と一緒に、診療録（カルテ）を見ることや、セカンドオピニオンを求めることができます。

※診療録とは、病気のことについて書かれている記録。

※セカンドオピニオンとは、他の病院の先生（医師）の意見を聞くこと。

